

国住経法第2号の4  
国住指第21号の4  
令和5年4月11日

日本建築士会連合会会長 殿  
日本建築士事務所協会連合会会長 殿  
日本建築家協会会長 殿  
日本建築構造技術者協会会長 殿  
日本建設業連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長  
(公印省略)

建築指導課長  
(公印省略)

耐震改修を行った既存家屋に係る  
固定資産税の減額措置の適用期限の延長について

切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により耐震診断が義務付けられる建築物の耐震改修が行なわれた場合の固定資産税の減額措置の適用期限は、従来、令和5年3月31日までの間に耐震改修を完了した場合とされていたところだが、今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、適用期限を3年間延長し令和8年3月31日までとされた。特例措置の内容についての改正点はなく、平成26年4月9日付け国住指第61号において通知したところと変わりはないため、別添参考について十分留意いただき、引き続き適切な運用が図られるようご配慮願いたい。

貴職におかれては、貴団体会員に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知については、関係省庁とも協議済みであることを念のため申し添える。